

令和6年度（2024年度）及び令和7年度（2025年度）
特定施設入居者生活介護に係る事前協議留意事項

1 事前協議書提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年（2024年）10月15日（月）午後5時15分 必着
- (2) 提出場所 熊本県健康福祉部 長寿社会局 高齢者支援課 施設介護班
- (3) 提出方法 郵送または持参（新館4階）
- (4) 提出部数 1部
- (5) その他 郵送にて提出する場合は、提出期限までに当課へ届くように発送すること。届いていない場合、事前協議書は受け付けない。

2 事前協議のスケジュール（予定）

- | | | |
|---------|-----------|----------------------|
| 令和6年 | 9月9日（月） | 事業予定者・市町村担当者説明会 |
| (2024年) | 10月15日（月） | 事前協議書提出締切 |
| | ～12月中旬 | 事前協議書類審査及びヒアリング、現地調査 |
| | ～12月末 | 事前協議終了通知 |

3 事前協議の対象

【令和6年度分】

- (1) 混合型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の新規指定
上益城圏域（御船町）：必要利用定員21人以内
- (2) 混合型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の新規指定
上益城圏域（山都町）：必要利用定員12人以内
- (3) 混合型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の新規指定
球磨圏域（湯前町）：必要利用定員19人以内

【令和7年度分】

- (1) 混合型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム）の新規指定
上益城圏域（益城町）：必要利用定員35人以内
- (2) 混合型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム）の新規指定
阿蘇圏域（小国町）：必要利用定員21人以内
- (3) 混合型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の新規指定
八代圏域（八代市）：必要利用定員28人以内
- (4) 混合型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の新規指定
球磨圏域（あさぎり町）：必要利用定員6人以内

※有料老人ホームには、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。

4 採択の決定方法について

事前協議の対象計画について、別に定める審査評点基準配分表を基に、採択（事業所指定）の適否及び優先順位を決定するものとする。

また、審査評点基準の「審査対象外」に該当する項目がある場合は、審査対象外とな

るので注意いただきたい。

4 その他

(1) 療養病床転換との関係について

療養病床転換のための計画は対象としない。

(2) 市町村との協議について

整備予定地の市町村と当該計画についての協議を行った事実が確認できる「協議実績確認書」が発行されている計画であること。

(3) 行政法令上の土地使用制限について

農地法や都市計画法等に基づく必要な許可若しくは解除が見込まれる計画であること。

なお、事業者採択決定後、土地の使用に係る農地法や都市計画法等に基づく必要な許可若しくは解除が得られない場合には、事業採択を取り消すものであること。

(4) 土地の安定的な使用の確保について

所有権や賃借権の確保等、土地の安定的な使用が確保若しくは予定されている計画であること。

(5) 指定対象となる施設について

特定施設入居者生活介護事業所の指定は、特定施設ごとに行うものであり、特定施設の一部のみを指定対象とすることはできない。

(6) 整備計画の変更

事前協議書提出後は、原則として整備計画の変更はできない。